

2019年度秋学期 成績優秀者表彰

◆学長特別賞（4学期連続 学長賞または成績優秀賞を受賞した者）【6名】

学年	人数	学科	選抜区分内訳						計
			学校推薦	学校推薦(県外)	一般前期	一般後期	AOⅠ期	AOⅡ期	
2年	6名	経営	3名	0名	1名	0名	1名	0名	5名
		経済	0名	0名	1名	0名	0名	0名	1名
合計	6名		3名	0名	2名	0名	1名	0名	6名

[参考] 2018年度秋学期 6名

◆学長賞（標準単位数以上を修得し、かつ当期GPA4.00の者）【21名】

学年	人数	学科	選抜区分内訳						計
			学校推薦	学校推薦(県外)	一般前期	一般後期	AOⅠ期	AOⅡ期	
1年	14名	経営	0名	0名	2名	0名	0名	0名	2名
		経済	1名	1名	6名	0名	0名	0名	8名
		地域	1名	2名	1名	0名	0名	0名	4名
2年	7名	経営	1名	1名	1名	0名	0名	0名	3名
		経済	0名	0名	1名	0名	1名	0名	2名
		地域	0名	0名	0名	0名	2名	0名	2名
合計	21名		3名	4名	11名	0名	3名	0名	21名

[参考] 2018年度秋学期 22名（1年:10名、2年:10名、3年:2名）

◆成績優秀賞（標準単位数以上を修得し、かつ当期GPA3.70以上で学年・学科の上位の者）【35名】

学年	人数	学科	選抜区分内訳						計
			学校推薦	学校推薦(県外)	一般前期	一般後期	AOⅠ期	AOⅡ期	
1年	10名	経営	2名	0名	0名	0名	2名	0名	4名
		経済	1名	0名	4名	0名	0名	0名	5名
		地域	0名	0名	1名	0名	0名	0名	1名
2年	20名	経営	1名	1名	1名	0名	2名	0名	5名
		経済	6名	0名	4名	0名	1名	0名	11名
		地域	2名	0名	1名	0名	1名	0名	4名
3年	5名	経営	2名	0名	0名	0名	1名	0名	3名
		経済	1名	0名	0名	0名	0名	0名	1名
		地域	1名	0名	0名	0名	0名	0名	1名
合計	35名		16名	1名	11名	0名	7名	0名	35名

[参考] 2018年度秋学期 45名（1年:27名、2年:13名、3年:5名）

2019年度卒業時 成績優秀者表彰

◆学長賞（卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ累積GPAが3.70以上の上位の者）【1名】

◆成績優秀賞（卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ累積GPAが3.70以上の者）【33名】

区分	人数	学科	選抜区分内訳						計
			学校推薦	学校推薦(県外)	一般前期	一般後期	AOⅠ期	AOⅡ期	
学長賞	1名	経営	0名	0名	1名	0名	0名	0名	1名
成績優秀賞	33名	経営	7名	2名	4名	0名	0名	0名	13名
		経済	1名	1名	4名	1名	0名	0名	7名
		地域	3名	3名	3名	0名	4名	0名	13名
合計	34名		11名	6名	12名	1名	4名	0名	34名

[参考] 2018年度 40名(学長賞:1名、成績優秀賞39名)

青森公立大学成績優秀者表彰規程

平成21年4月1日
規程第118号

改正 平成22年 3月規程第1号
改正 平成28年 2月規程第1号

別表 (第2条関係)

区分	標準単位数
1 年次	表彰対象学期に開講するすべての必修科目の単位数合計 (他大学等における単位互換科目の単位は含まない)
2, 3 年次	表彰対象学期に開講するすべての必修科目の単位数を含む20 単位以上 (他大学等における単位互換科目の単位は含まない)

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学学則 (平成21年規程第1号) 第35条に基づき、学業成績が優秀な者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び要件)

第2条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者についてこれを行う。ただし、重複して受賞することはできない。

- (1) 学長特別賞 1年次及び2年次において、4 学期連続して次号又は第3号に掲げる表彰を受賞した者
 - (2) 学長賞 1年次、2年次及び3年次のそれぞれの各学期において、標準単位数以上を修得し、かつ、GPAが4.00の者又は卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ累積GPAが3.70以上の上位の者
 - (3) 成績優秀賞 1年次、2年次及び3年次のそれぞれの各学期において、標準単位数以上を修得し、かつ、GPAが3.70以上の者で各学年及び各学科の上位の者又は卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ、累積GPAが3.70以上の者
- 2 成績優秀者表彰 (卒業時に係るものを除く。) の対象となる人数は、各学年の各学科において、その在籍者数の10分の1程度を上限とするものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する標準単位数は、別表のとおりとする。

(表彰の方法)

第3条 前条第1項各号の表彰は、表彰状を授与して行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、平成28年度以降に在学する全ての学生に適用する。